

校訂『犬山里語記』（巻の九・十）

日比野 晃

はじめに

本稿は、肥田家蔵写本（小島由松写本）を底本とし、名古屋市立博物館蔵本・犬山市立図書館蔵写本（近藤秀胤写本）・国会図書館蔵写本・大島家蔵写本・犬山北小学校蔵写本を校合・参考にして、これの忠実な翻刻に努めた。

なお、読解の便をはかり、次の原則にもとづいて校訂した。

一、適宜に段落を設け、句読点・並列点を付した。

一、変体仮名・合字は通行の平仮名に改めた。そして平仮名には、

必要に応じて濁点を施した。

一、漢字は原則として新字体を用いた。古字・俗字・略字などは、通行の字体に改めた。

一、宛字・借字は底本のままとした。

一、明らかな誤字・脱字は断りなく訂した。しかし誤字と思われるものには右横に（ ）をつけて訂し、脱字・脱文であると思われるものには（ ）をつけて補い、必要に応じて校合本との校異を

注に記した。

一、衍字は訂さず、底本のままとした。

一、闕字については一字あけをしなかった。

一、底本には送り仮名の欠けている箇所があるが、特に意味がとれない場合に（ ）をつけて補った以外は、そのままとした。

一、以上のうち、底本に掲載されている証文等については、句読点などを付したが、変体仮名は改めなかった。

また、本文の語句の注および校異は、語句の右に（ ）をつけて番号を付し、各巻の末尾にまとめて記した。

巻の九についてみると、名古屋市立博物館蔵本は注の59・72から一八二一年（文政四）以降で一八二八年（文政十一）以前の間に執筆されたものであることが云える。一方、底本の原本は注の47・60から一八二九年（文政十二）十二月以降に執筆されたことがわかる。

巻の十の妖怪の部における各物語の配列は、名古屋市立博物館蔵本は底本のそれと異なっている。また、底本には目録がついているが、目録の物語以外に二話が本文に加えて記載されている。

犬山里語記 卷の九 目録

犬山里語記 卷の九

役事の部

一、平岩様御家中、犬山御城番に被為成候事	一、平岩様御家中の内、犬山御城番に被(為)成候衆中 ⁽²⁾	高五拾石	深津太左衛門	高四拾五石	戸刃十郎右衛門 ⁽³⁾
一、犬山御代官始の御名前		同	天野内右衛門	高五拾五石	中根七右衛門
一、犬山町奉行所始の事 ^并 歴代の御名前		同	阿知波治太夫	高六拾石	石川甚兵衛
一、犬山惣年寄(の)名前・年暦の事		同	中野与四郎 ⁽⁴⁾	同	本間八右衛門
一、十式(ケ)町の町代の事		同	都筑惣右衛門	同	手嶋久右衛門
一、宗門帳判形の事 ^并 御触出		同	平岩左之助 ⁽⁵⁾	同	寺前猪兵衛
一、御用のはじまりの事		同	小柳津平兵衛 ^{一曰、天野}	同	井上喜左衛門
一、町庄屋の事		同	土屋与助	高三拾五石	沢登勘兵衛
一、野島庄屋の事		同	青山苐右衛門	高六拾五石	徳光三太夫
一、川庄屋の事		同	村井太兵衛 ⁽⁶⁾	高八拾石	市川藤右衛門
一、犬山大庄屋の事		同	大岡九右衛門 ⁽⁸⁾	同	佐藤竹右衛門
一、御成の節、御目見可仕(候)家筋(の)事		同	高五拾三石五斗中根分左衛門 ⁽⁹⁾	高七拾石	三浦茂太夫
一、殿様へ御目見仕候名前の事		同	前嶋左右衛門	高七拾五石	岩間 丞 ⁽¹⁰⁾
一、宗門御改一札差出し名前 ^(の) ^并 一帳一札の事 ⁽¹⁾		同	宇野十太夫	高四拾弍石五斗飯田郷右衛門 ⁽¹¹⁾	
		高三拾石	柴田猪右衛門		

後入

高百三拾石

前嶋九郎兵衛

高式百石

志村孫左衛門⁽¹²⁾

合高 貳千六拾壹石

為右侍衆、犬山御天主御城御番^并破損以下此役者^二而堅可被仰付候、⁽¹³⁾以上

六月六日

志水甲斐守 居判

竹腰山城守 居判

成瀬隼人正 居判

平岩掃部殿

⁽¹⁴⁾一、犬山御城、平岩様御卒去より御当家様御入城迄六年の間無主也。

此城番衆の御属は右の頃なる由。御城番領知は一統橋爪村にて宛行はる。右人数、当御家中に被召出候御方も有之、又は御城番に新規御抱も有之、御当家様にて御城代の御采配也。併、国侯（へ）御目見相済居候。寛政十一年十一月十九日、右御城番役の衆々、国侯御馬廻り組に被召出、領知は元高の通夫々の村々にて被下置、名古屋へ引越被仰付。橋爪村は跡御城番領知に罷成、犬山御蔵入と成にける。

此橋爪領知の事、御城番衆の内にて兩人御代官役御勤有り。

一統の御収納御取計有之事、御仲間抱への手代耆人、外に犬山より明知方御手代耆人差添にて支配ありし事也。⁽¹⁵⁾

一、平岩の御家来衆、成瀬組同心百耆人・渡辺組同心三拾三人・御城代組同心五拾七人・犬山御城番三拾耆人・御深丸衆などと分け

させ給ふ。百耆人の御同心三十余騎は犬山に御住居、其余は名古屋御住居にて有之。折節、名古屋衆・犬山衆の入替給ふ事有。天明年中に騎馬組と改。⁽¹⁶⁾寛政五年十一月十九日に寄合組と相成、名古屋にて犬やま寄合組と有之処、文化九年申に右犬山寄合の名目止む。

一、御当家様にて御城代の始は千田善左衛門と聞へける。⁽¹⁷⁾大坂御陣軍功有、御城代を上意にて勤させ給ふと里語に聞へ侍る。

一、明暦の初に御代官前嶋助右衛門・竹川四兵衛といふ者御触書有。御城番衆よりむかしは勤させ給ふもの坎。

此御兩人、御代官役前嶋九郎兵衛は、今申す御勘定奉行役勤させ給ふ坎。志村氏は町奉行所（役）也と聞侍る。⁽¹⁸⁾

一、犬山町奉行は志村孫左衛門、大坂軍功に依て勤させ給ふと聞ゆ。爰に志村の古傍輩、甲州浪人川嶋伝七と云人有り。志村をたよ⁽¹⁹⁾りて犬山に來り、志村に寓居す。志村、御役を蒙りて役事多し。川嶋これを助く。何となく手代の如し。其子、伝七代に町方御手代に（ぞ）成にける。

むかしは、御手代役は諸役所ともその頭の自分かゝえにてありし由。御当地丁町御手代御給分も御同心の領知より渡し由。⁽¹⁹⁾

志村孫左衛門 寛永年

手代、川嶋伝七⁽²⁰⁾

前嶋九郎兵衛 正保元年より万治迄

横内理右衛門 初は不知、明暦二年迄

手代、不知

理右衛門跡
三村清右衛門 明暦二年より貞享四年迄

手代、丹羽半太夫・近藤平右衛門

上田久兵衛 貞享四年より元禄七年迄

手代、鷺見半左衛門・川嶋兵助・(林新平)⁽²¹⁾・池村八右衛門

吉村卯右衛門⁽²²⁾

清右衛門跡
今井新右衛門⁽²³⁾ 貞享五年より元禄七年迄

手代、川嶋兵助・鷺見半左衛門・近藤平右衛門・林新兵

新右衛門跡
横内猪右衛門 元禄七年三月より(同)十四年迄

久兵衛跡
手代、近藤平右衛門・鷺見半左衛門・川嶋兵助・林新平⁽²⁴⁾

土屋与五右衛門 元禄七年より(同)十三年迄

手代、同断

与五右衛門跡
天野市兵衛 元禄十三年辰より(同)十七年迄

猪右衛門跡
手代、近藤彦八・鷺見半左衛門・川嶋兵助・林新平

片山金左衛門 元禄十四年より

市兵衛跡
手代、近藤彦八・鷺見半左衛門・池村长右衛門・川嶋伝七

土屋与五右衛門⁽²⁵⁾ 宝永二年より享保十年迄

(此土屋)⁽²⁶⁾
手代、川嶋伝七・鷺見半左衛門・近藤彦八・林新平

金左衛門跡
藤井庄兵衛 年曆不知⁽²⁷⁾

与五兵衛跡
手代、近藤彦八・池村长右衛門・川嶋伝七・前野十右衛門

片山金左衛門 享保十年巳二月廿七日より

手代、同断。藤井付手代、近藤文左衛門・川嶋伝七

(庄兵衛跡)⁽²⁸⁾
雨宮忠左衛門⁽²⁹⁾

手代、同断

最初、志村御氏より御両所共御同心にて御勤被給候^(遊)処、雨宮御氏
初て御家中より御勤被遊候。

雨宮忠左衛門

久兵衛跡
手代、川嶋伝七・近藤文左衛門

横井弥三右衛門⁽³⁰⁾ 寛延二年より同三年迄

忠左衛門跡
手代、同断

岩田又左衛門^(御家中) 寛延二年より宝暦十年迄

手代、(川嶋伝七・丹羽郡内)⁽³¹⁾

弥三右衛門跡
鈴木勘之右衛門^(御同心) 寛延三年より宝暦五年迄

此鈴木御氏、故有て御立退の処、御家中之被召帰候。

岩田

勘之右衛門跡
藤村源右衛門 宝暦五年より同十三年迄

此藤村御氏よりして御両所共、以後御家中より御勤に相成候。

又左衛門跡
藤村 手代、丹羽郡内・前野十右衛門

前嶋忠兵衛 宝暦十年より明和七年迄

源右衛門跡
手代、右同断

宮川弾平 宝暦十三年より明和七年迄

手代、前野十右衛門・丹羽所右衛門

忠兵衛跡
岩田又左衛門 明和七年より天明二年迄

弾平跡
高田専右衛門 明和七年より天明五年迄

手代、右同断

高田

又左衛門跡
山本七郎兵衛 天明二年より同三年迄

七郎兵衛跡
手代、(右) 同断⁽³²⁾

宮川弥兵衛 天明三年より寛政三年迄

手代、右同断

専右衛門跡
矢口伴右衛門 天明五年より文化六年迄

手代、丹羽所右衛門⁽³³⁾

天明八年申五月十一日に御役米三石づつ年々被下置候。⁽³⁴⁾

弥兵衛跡
矢口

藤村 恰 寛政三年より同五年迄

怡跡
手代、前野十右衛門⁽³⁵⁾

怡跡
矢口

岩田又左衛門 寛政五年より同九年迄

又左衛門跡
手代、鷺見清左衛門⁽³⁶⁾

又左衛門跡
矢口

吉田半兵衛 寛政九年より享和三年迄

手代、鷺見清左衛門⁽³⁷⁾

長嶋浪江 享和三年より文化三年迄

手代、鷺見清左衛門、跡役瀧野左内⁽³⁸⁾

浪江跡
矢口

高田鉄平治 文化三年より同十五年迄

手代、瀧野庄吾と改名⁽³⁹⁾

高田

伴右衛門跡
山本七郎兵衛 文化六年より文政十三年迄⁽⁴⁰⁾

後、治郎太夫と改名
手代、丹羽病死跡、同苗勇治転役。後、小守弥三郎⁽⁴¹⁾

山本

鉄平治跡
重松治兵衛 文化十五年より文政⁽⁴²⁾

手代、瀧野庄吾⁽⁴³⁾

山本

(治兵衛跡)
吉田伊左衛門

手代、瀧野庄吾

吉田

治郎太夫跡
諏訪部彦藤 文政十三年より

手代

一、犬山惣町代は所に長たるものを以て其器を御撰し被仰付候事也。

苗字・帯刀^{他所帯刀}御免にて、国侯御成の節、名披露・御目見、御能

の節、拜見に罷出候。勿論、殿様へも名披露・御目見仕候。平日

の帯刀不仕候得共、祭礼^并他行又は出火の節、帯刀仕候。宗門御改

の義、一帳一札にて指出し候。此役儀相勤候家は子孫迄宗門一帳

一札願繼にて相濟候。当節、九郎兵衛、一本一札に罷成、文政十

三年丑の冬、平日帯刀被仰付、惣町代役名、犬山惣年寄と改号被

仰付候。

一、御先代に遠藤宗善相勤候哉。松岡味安も元和のころ相勤候哉に

も相見申候。梅村太郎左衛門、犬山庄屋を御先代に相つとめ候よし。御当家様にては沢田与平治、千代姫君様御入輿の節、犬山惣

代として江戸表へ罷出、銀廿枚頂戴仕たると云事あり。其節の献上もの不知。其後、練屋町彦助弥五右衛門の組惣代として罷出候節、御

姫様・一宮様・広幡大納言様・大殿様之御祝儀申上候節、大殿様へ樽耆荷・箱肴一つ、御姫様へ右同断献上仕、大殿様より銀子五

枚、御姫様より銀子耆枚頂戴仕候由。寅年御継目の節、練屋町孫左衛門、犬山惣代として此係左衛門義は理左衛門の書損なるか。理左衛門家譜に此事見へたり。江戸へ罷出、斗

樽一つ・箱肴耆つ献上仕、殿様より銀五枚、千代姫君様え箱肴献上、銀式枚頂戴仕(候)。又辰年、中将様御誕生の節、上本町七郎

右衛門、惣代として罷出、殿様・千代姫君様へ箱肴一つづつ献上仕、殿様より銀五枚、姫君様より銀三枚頂戴仕候。寛文七年未九月、中将様・新君様御祝言に付、十月十日飛脚を以(て)大殿様

へ御樽一荷・御肴式種、但、干鯛廿枚、こんぶ廿わ中将様へ同断、千代姫君様・新君様へ箱肴一つづつ献上仕候処、此御二方様は御断にて不納。此

節、鵜飼町長蔵老人立、献上物右四御方様え干鯛廿枚、つづ箱肴にて献上仕候処、是も御二方様へは不納候。⁽⁴⁵⁾

一、御当家様初て御入城の節、犬山町々御順見に付、松岡味安御案内仕たると聞へける。又、和泉屋弥次右衛門・越後屋平右衛門等、

町口え御迎に罷出候て御案内奉申上といふ事有。町々御順見の節は味安宅にて御昼休、御弁当被為召上候由伝へ侍る。⁽⁴⁶⁾

一、今に惣町代役の続たる始は寛文四年甲辰五月四日、神戸弥一郎・山内七郎左衛門此兩人に被仰付候。兩人共上本町の住人也。此時

より町々にて家屋敷売買の節、買主より分一銭として金壹両に付錢百文宛町代へ相納候筈になる。古代は町年寄と唱ふ。

町年寄 寛文四年辰五月四日より 神戸弥一郎

同 同断 山内七郎左衛門

同 同 八年申五月四日より 小嶋弥次右衛門

同 元禄二年巳九月十三日より 神戸源右衛門

此源右衛門勤中、宝永五年子十二月、惣年寄役料金五両、横町町代久右衛門取集、御役所へ差出候処、源右衛門へ相渡候事といふ事有。

惣町代 享保六年丑十二月朔日より 小嶋弥次右衛門宗味

当代より役名惣町代と改る。同八年に祭礼当日の刀相濟、同十四年に弥次右衛門願の上、表立候て苗字相名乗候様に相成候。是迄苗字の儀は町方御役所限にて有之事。また、寛保元年酉

に、試案の夜并出火・他行の刀願濟

惣町代 寛延三年午七月廿三日より 保浦利左衛門

同 同 四年未二月八日より 市橋平右衛門

此平右衛門に被仰付候節、市橋平右衛門と御披露なり。以前は惣町代誰と御披露有之事なり。

惣町代 宝暦二年五月廿三日より 杉下九郎兵衛徳寿

同 同 六年子七月廿九日より 犬飼藤九郎政甫

同 安永二年巳閏三月十二日より 保浦善兵衛吉當

同 同 八年亥五月三日より 市橋平右衛門

同 寛政三年亥八月十八日より 杉下九郎兵衛徳一
同 九年巳七月十五日より 犬飼藤九郎方政
同 文化元年子五月八日より 保浦惣兵衛有輝

当役惣兵衛病身に付、文化十二年亥八月八日に杉下九郎兵衛徳翁に仕埋役被仰付候。

惣年寄⁴⁷⁾

杉下九郎兵衛徳翁

当役、文政十二年丑十二月十八日より惣町代役名を惣年寄と改号にて、平日帯刀被仰付候。

一、惣町代へ為御手当、毎年金三兩づつ被下置候。是は文化元年子五月十四日に被仰出候。仕埋役へ為御手当、毎年金壹兩づつ被下置候。町々町代へ為御手当、一人に付式歩づつ。但、耆丁式人づつ。耆人勤の節に金三步也。

一、十式^ケ町の町代、耆丁式人づつ、今廿五人也。鶴飼町は大丁に有之故、享保五年子五月願の上、三人勤に成。むかしは町に年行司と唱て四人宛の事も有之。尤、切支丹の御吟味中にて春秋兩度宗門御改有し時也。其後、年行司式人づつに成、元禄五年申より町代と名目改る。

一、町代・庄屋被仰付候節、固の起証文・血判の事は寛文八年申七月廿三日に始りたる。血判は産社の拝殿にて有之処、神前に血を憚りて、元禄八年亥二月廿八日、熊野山先聖寺客殿へ替る。先聖寺へ礼物耆貫式百文集錢を以て遣し、此後も耆丁より式百文づつ礼錢を遣し事也。起証文の文言は大宝房の作也と聞へける。又、

何の御時より欵、御役所に於みて血判被仰付、固の節、御目付様御立合の所、寛政六年寅十月十八日、名栗町町代役、新平に被仰付候節より御目付様御立合止む。

一、延宝年に惣町の年行司給廿九貫五百文といふ事有。但、上百廿老文、下廿文迄と云。今、御役料被下置候事は左の通。

四貫文 上本町

四貫文 練屋町

三貫文 中本町

三貫文 横町

三貫文 下本町

式貫文 鍛冶屋町

式貫文 名栗町

式貫文 魚屋町

式貫文 外町

式貫文 熊野町

四貫五百文 鶴飼町

式貫文 寺内町

(右、町々御役料の事は元禄四年未十一月の御改⁴⁸⁾)

一、万治三年子正月廿四日に年行司相勤候者は加番除に被仰付。元禄六年西正月廿五日に町代共日役・出人・亭主番・夜番・同油錢等右五役は先年より御免の所、加番・同油錢等相勤候得共、透と役なしにて町代相勤可申旨被仰付候。同十年丑十一月、町中後家には亭主番御除被仰付候。

一、上本町・中本町・練屋町・鍛冶屋町、此四ヶ町を根出しといふ。

諸御役所より諸向へ被遣候御用状、四ヶ町の月番へ御差出し有之、夫より村継を以て相達⁴⁹⁾る事也。此四ヶ町の町代、役付にて勤中、殿様へ御目見仕、国侯御成の節も御目見^并御能有之節、拝見に罷出候。横町丁代は四ヶ町に准ず。

諸役所より御用状、直に月番之御指出し有之候得共、是は大

根御用状の事。地方へ御渡し、地方より月番へ出候事也。しかるを為模通、直に月番へ御差出となる。横町の事は、むかしはなき横町にて、後に陌通の明たる故、里人、新町と云。

町人は練屋町の住人也。仍て練屋町に准じて諸事勤る事也。⁽⁵⁰⁾

一、宗門帳判形の事、むかし御奉行所御屋敷にて有之候由。延享丙寅年より町々町代宅にて判形を勤む。其後、専念寺・常満寺・妙感寺等にて有之。明和年中より御供屋敷に成る。

御領分在々に罷在候一所不住の者共の覚

- 一、道心者 一、諸医師 一、商を止候聖 一、念仏中
- 一、行人 一、陰陽師 一、陰内 一、神子
- 一、堂守 一、猿牽 一、事触 一、虚無僧
- 一、謡舞教候者 一、手習物読教候者 一、日用取
- 一、比丘尼 一、替女 一、座頭 一、さくら摺
- 一、穢多 一、茶釜造り 一、鉢飛らき 一、諸商人
- 一、諸職人

此外も右之類之毛のとも、所之百姓と五人組合仕罷在宗旨致穿鑿候者ハ、弥其通ニ而可被差置候、唯今迄組合無之者も所之者共組合可仕と申者をハ組合セ、所之者共組合仕間敷と申者之分ハ、其村々江自今以後御預ケ被成候間、常々宗旨之儀詮儀仕、危敷者有之者早速可申出候、外ハ頭候ハ、御僉議之上、其村々庄屋組頭并(其)所之者共、其品ニより曲事可被仰付事

一、只今迄有来候右之類之者共も弥遂詮儀、生所不知者一所不住之者有之ハ、御蔵入地ハ御代官、給所ハ地頭へ相届、夫ハ寺社奉行方へ被相断可被受差図事

一、右之類之者共、或ハ他国或ハ他村ハ(自今)以後与風参^(不図)り候共、一夜之宿も一切仕らざる様可被申付候、併右之類之内、慥成者ニ而所ニ指置度子細有之者、其趣御蔵入(地)ハ御代官、給所者地頭へ相届、夫ハ寺社奉行方へ被相達受指図可被申事

寛文七年未三月十九日

覚

- 一、幾利支丹(宗門之儀)、村中互僉議仕、切支丹と存候者ハ早速可申出候、常々何事ニ付而も、宗旨之躰危敷存より(者)有之候ハ、見及候ハ、其村之儀ハ不及申、御領分中者他村之者之儀ニても早々可申出候、依其品御褒美可被下候事
- 一、宗旨疑敷様子有之候ハ、縦親類縁者何者ニ而も少も依怙鼻戻なく早速可申出候、あやしき躰見出し聞出し候心懸、油断仕間敷事
- 一、五人組之内ニ幾利支丹有之、脇ハ頭候ハ、御僉議之上、組合之者共可為死罪事
- 一、切支丹宗門之者を訴人仕候ハ、先年従公義御定之通御褒美被下、其外ニも別而御褒美可被下事
- 一、御(領)国中在々⁽⁵¹⁾去未春御触被成候御書付之通、生れ所志れざる毛の又ハ他国ハ不図参候者ハ、何者ニよら須弥一夜之宿も

一切仕間敷候、然共不指置して不叶様子有之者者、其所之御代官給人へ早速相断置可申事

右被仰出候五ヶ条之趣、自今以後堅可相守候、於相背輩急度可為曲事者也

申五月 日

此申の五月は寛文八年申五月八日也。⁽⁵³⁾ 宗門帳の文言に、去る

未・申兩年に被仰出候と有之は右の御時也。又云、廿四ヶ条・五ヶ条の文言も右の訳也。世間にて廿四ヶ条者と云事、多は心得違也。右廿四ヶ条の内には其職品上下有り、惣たいを下品とするにあらず。下品（は）長吏下の廿八番・廿九座の面々なるべし。

一、宗門御改の儀、むかしは年内春・冬兩度づつの処、寛文八年申より春計の御改に成。且、延宝五年巳正月廿七日の御触の中に、吉利支丹宗門改、毎歳に有之候得共、向後隔年に可被改之候、依之当春の改被相止、来午二月・三月中に改可被申候、勿論末々迄右の通可被相心得候事。

右御触後、今、毎歳に相成候。年代不知。⁽⁵⁴⁾

一、五人組宗門改帳に、父は何年以前相果、母は何年以前に相果と申事、家主の次に認候処、享保九年迄にて、同十年より父母相果候年を不認入候。

⁽⁵⁵⁾ 切支丹にて被召捕候（者は、父誰何ヶ年以前切支丹にて被召捕候）訳等も認入候事也。

一、御当地の御用日と申て、月々三・八日は寛文四年辰七月以来御定の事と聞へける。

一、むかしは町庄屋と申て、西六町に庄屋老人、東六町に庄屋老人、東西共組頭老人づつ有之、町人の控高御年貢・諸上納取立相納来候処、宝曆十三年より闕役に相成、其町限に其丁の町代へ加役に被仰付候、是迄庄屋給老人に納米四石づつ、組頭は給米弐石宛、村がかりにて取納候処、宝曆以来町代加役に付、老丁の町代へ老石づつ御蔵米にて被下置候。町庄屋（の）事は殿様へ御目見仕候。一、御当地にむかしより野島庄屋と云ものあり。犬山羽根村の御高地、犬山の者相控候分、犬山の野島庄屋これを支配す。文化年中、闕役に相成候。他村の庄屋を御当地にて相つとめ候は、犬山羽根と云いぬ山の規定成るべきを闕役に相成候事、可惜々々。⁽⁵⁷⁾

一、鶺鴒町に川庄屋と云有、間尺改の役也。諸役除にてつとむ。村方にも川庄屋有。間尺改と申は、寛政九年巳迄は川廻りと申て三人有之、川並方取扱来しを、御改革以後、神戸弥兵衛手先より改候事にて、此町に兩人此役始る。川庄屋といふは、むかしより有来候て諸役除のよし聞へける。

一、村方大庄屋と申は、宝曆の末より明和の始まで、内田村に（て）秋野甚助と云もの、苗字・帯刀にてつとむ。其後、闕役になる。六ヶ村庄屋の事は内田村に二人、殿様へ御目見也。中切村に二人、余坂村に三人、大本町・木の下・出来町は老人づつ也。⁽⁵⁹⁾

一、国侯御成りに被為在候はば、今、御目見可仕の家々は鈴木玄道・神戸弥兵衛・惣年寄の当役・和泉屋弥五右衛門・越後屋平右衛門・

岩井屋藤兵衛・大海屋伊兵衛・尾関屋新左衛門・笹屋清三郎・米沢屋専蔵等、其外四ヶ町の町代・問屋也。御能の節も拝見に罷出候。

御成の節は松の丸御殿北の御入側にて、殿様御直に御披露被成下置候由に聞へ侍る。万治元年戌十二月御成有之、御目見仕候者は

町医玄信・玄佐⁶²⁾・玄道、鶉飼町弥兵衛・長蔵・弥右衛門、練屋町弥次右衛門・利右衛門^(左)、横町長左衛門、鍛冶屋町自広、上本町弥

一郎・七郎左衛門・市郎右衛門、右十式人と聞へける。献上物仕、拝領物は玄信・玄道・弥兵衛・長蔵等御時服一つづつ、其余は銀

沓枚づつ被下置候。右の外にも御成度々有之候得共、これを略して不記。

一、殿様へ御目見仕候者、承応年に如左見へ侍る。上本町七郎左衛門・弥一郎・清次郎・七十郎、庄屋猪兵衛、問屋三郎右衛門・とぎや弥左衛門、中本町に彦兵衛、下本町に七左衛門・くらうち惣左衛門、練屋町弥次右衛門・利左衛門・弥左衛門・又右衛門・平右衛門・利兵衛・新兵衛、横町長左衛門・文次郎、鍛冶屋町に自広・清太夫・鍋屋与三右衛門⁶³⁾・伯楽弥兵衛・大工治兵衛、うかい丁弥兵衛・長蔵・猪兵衛・孫平治⁶⁴⁾・弥平治⁶⁴⁾・助六等也。

一、御入部の節は夫々仕来の通献上物仕、御目見仕候事。近例は、御入城御目見は文化十五年寅二月、臨溪院赤堀長門守其外の寺院相済候て、御書院に於みて御取次御役の御披露

鈴木玄道
同御入側にて御通り掛り御目付様御披露

山田玄存

御書院北の御間にて

石橋東庵
神原安積
今井村 伊藤玄龍

御使者の間御入側に列座、御目付様御披露

神戸弥兵衛
梓同 慶治

名披露 惣町代 保浦惣兵衛

ちちごや 平右衛門
細物や 九郎兵衛

米沢や 専蔵
大海屋 伊兵衛
さゝや 清三郎⁶⁵⁾

包重 本右衛門
丸や 平兵衛
鍋屋 金八

立石や 六右衛門
さのや 傳八郎
三井や 三左衛門

上本町 町代
中本町 町代
かぢや丁 町代

ねりや丁 町代

横町 町代

(問屋)

槎乗惣代

内田村 庄屋⁽⁶⁶⁾

同村 船人頭

溜りの御間に於て御用人様御披露

名披露

小嶋弥五右衛門

犬飼藤九郎

有我治右衛門

同西の御間にて

名披露

吉野利左衛門

一、宗門御改自分一札の事は、寛文五年巳七月三日、町年寄弥一郎・

七郎左衛門此兩人に始て被仰付候。一帳一札、これは名古屋惣町

代花井氏の振合御聞合にて其振になる。此時、神戸長蔵も自分一

札被仰付候。長蔵・弥兵衛ともに
是迄は五人組なり。神戸弥兵衛、年行司役御除と成、同十

二年子九月五日、神戸弥兵衛自分一札被仰付候。神主は尤自分一

札に付、熊野社守養順も自分一札の事御免。延暦五年巳に喜多川

玄信・鈴木玄道・小嶋弥次右衛門、自分一札に被仰付候。元禄十

五年春、鍛冶屋町家久・清左衛門、御用人へ一札差出しと成、町

方除、御用人支配也。町年寄神戸源右衛門悴多四郎自分一札、享

保六年丑十二月願の上、願済に成。瑞泉寺・薬師寺・神主等一札、

享保廿年に犬山御役所へ差出しに成。同廿一年辰に鈴木玄道一本

一札に被仰付。其外医師中、弥兵衛・弥五右衛門・源右衛門、自

分一札被仰付候。越後屋平右衛門自分一札の事は宝暦三年酉正月、

願の上相済。幼年の節は十五歳迄観類代判可仕候事。今、一札は

鈴木玄道・神戸弥兵衛・小嶋弥五右衛門・犬飼藤九郎・山田玄存・

石橋東庵・神原安積等也。一帳一札差出しは藤宗哲・大口松元・

保浦惣兵衛・杉下九郎兵衛・越後屋平右衛門・包重左右衛門等也。

包重は町代永勤に付、文化三年寅二月願の上相済。又、文化十四

年丑二月、梅鉢屋久吾、町代永勤に付、一帳一札被仰付候。但、町
代勤中

と被仰付候。退役の
節、一代済被仰付候。日比野庄右衛門は同十五年寅二月、願の上相済。綿

屋太兵衛、文政十一年に願の上相済、問屋市郎右衛門は文政十二

年に願の上相済候。村方にては有我治右衛門・吉川玄庵等、一札

差出し也。鵜飼町松田忠四郎は神戸氏川方相勤候に付、町方御役

所へ一帳一札指出し候。右一札の義は町方の御手代の手によらず、

御奉行所へ直に差出し候事也。

注

- (1) 名古屋市立博物館蔵本（以下、名博物館本という）・国会図書館蔵写本（以下、国会図書館本という）には、これらの目録は記載されていない。
- (2) 名博物館本・国会図書館本では、「平岩主計頭」。
- (3) 名博物館本・国会図書館本では、「戸刈十郎左衛門」。刈谷市立図書館蔵の写本『往古大山分限帳』の平岩掃部組の分限欄（以下、平岩分限帳という）では、「戸刈十左衛門」。
- (4) 『尾張志』に歴代の城主として平岩掃吉軌が戴せられているが、この記事の中で城番衆の姓名がその石高を省略して羅列されている。これによると、「中根与四右衛門」。また平岩分限帳では、「中野与四右衛門」。
- (5) 『尾張志』では、「平岩左馬助」。平岩分限帳の五十石取りでは平岩の姓は見当らず、天野の姓でも前出の天野内右衛門のみ。
- (6) 『尾張志』では、「村井与兵衛」。平岩分限帳では、「村井助太夫」。
- (7) 名博物館本・国会図書館本・大島家蔵写本（以下、大島家蔵本という）・『尾張志』では、「川合佐次右衛門」。犬山市立図書館蔵写本（以下、犬山図書館本という）では、「川合佐治右衛門」。平岩分限帳で、六十七石五斗取りは「河合惣十郎」。
- (8) 『尾張志』では、「大岡九之右衛門」。平岩分限帳の五十石取りでの大岡姓の者は、「大岡弥十郎」。
- (9) 『尾張志』・平岩分限帳では、「中根分右衛門」。
- (10) 『尾張志』では、「岩間与一之丞」。平岩分限帳では、七十石取りとして「岩間与市丞」。
- (11) 名博物館本・国会図書館本・犬山図書館本・大島家蔵本では、「飯田郷左衛門」。平岩分限帳では、四十二石五斗取りとして飯田郷左衛門。『尾張志』では、「飯田郷右衛門」。
- (12) 『尾張志』では、「志村孫右衛門」。平岩分限帳では、「志村源五左衛門」。
- (13) 『尾張志』では、「為右之侍衆、犬山御天主御城御番並破損掃除以下此役衆にて堅可被仰付候。」
- (14) 名博物館本・国会図書館本では、この前に「右は平岩氏に今に所持といふ事なり。」の記載がある。
- (15) 名博物館本・国会図書館本には、この註の記載はない。
- (16) 名博物館本・国会図書館本では、この続きに次の記事が記載されている。「寛政五年丑正月十五日より追々大御番組・寄合組・御馬廻り組等へ被召出、御役儀等も被仰付。」
- (17) 名博物館本・国会図書館本では、以下次の記載になっている。「此千田御氏は千葉也。上総国より出給ふて、かみがたに主君を求めんとて流牢し、当国に來りて御家に奉公し、大坂御陣に供奉し軍功有。故に犬山御城代を上意に依て勤給ふと里語に聞侍る。又曰、平岩家の祐筆に夕庵といふ名有、千葉氏にして上総国より出たと聞侍る。いづれなる歟。」
- (18) 名博物館本・国会図書館本には、この註の記載はない。
- (19) 同右
- (20) 名博物館本・国会図書館本には、この手代の氏名は記載されていない。以下、歴代の犬山町奉行の手代の氏名も、同様に記載されていない。
- (21) 犬山図書館本・大島家蔵本に記載。
- (22) 一九三五年に犬山尋常高等小学校（現犬山市立犬山北小学校）の教師達の手によって出された謄写版刷り（以下、犬山北小本という）には、この手代に続いて「御足輕、和田六兵衛・高田孫左衛門・稲葉三右衛門・

- 長瀬勘兵衛・高木角左衛門・松浦伝左衛門」の記載がある。
- (23) 今井新右衛門は清右衛門の跡役とされているが、三村清右衛門は貞享四年に退任し、今井新右衛門がその翌年に就任とすればその間に空白が生ずる。処が歴代の町奉行は空席をつくることなく引き継がれているので、三村が退任した年か今井が就任した年が間違っているとも考えられる。あるいは、前記されている上田久兵衛には誰の跡役か記入していないが、彼は貞享四年に就任となっているので、三村の跡だとしても不自然さはない。
- 一方、歴代の町奉行は二人制で引き継がれているのに、前嶋九郎兵衛が万治年間に退任とされながらその跡役が記載されていない。万治年間から貞享四、五年迄の町奉行の氏名の欠落がある。
- (24) 犬山北小本には、この手代に続いて「御足軽、渡辺助右衛門・高瀬儀太夫・宇野平八・松浦伝左衛門・赤座彦右衛門」の記載がある。
- (25) 名博物館本・国会図書本・犬山図書本・大島家蔵本・犬山北小本では、「土屋与五兵衛」。
- (26) 犬山図書本・大島家蔵本。なお上記本では「与五兵衛」の左横に「一曰、右衛門」の註記がある。
- (27) 名博物館本・国会図書本では空白になっている。犬山北小本では、年曆不知の横に「後、穿鑿仕候処、享保十三年の頃」の記載がある。
- (28) 名博物館本・国会図書本・大島家蔵本・犬山北小本。
- (29) この雨宮忠左衛門と前記されている片山金左衛門の間に、名博物館本・国会図書本では、「上田久兵衛」の記載がある。底本・犬山図書本・大島家蔵本・犬山北小本では、この上田久兵衛を欠落させている。
- (30) 名博物館本では、この横井弥三右衛門の註として「御同心」と記載。犬山図書本・大島家蔵本。
- (31) 犬山図書本・大島家蔵本。
- (32) 犬山北小本には、この手代に続いて「御足軽、鷲見清左衛門・岩井伝左衛門・増田貞蔵・正田村左衛門」の記載がある。
- (33) 犬山北小本には、この手代に続いて「御足軽、正田村左衛門・増田役左衛門」の記載がある。
- (34) この記事は名博物館本・国会図書本にない。
- (35) 犬山北小本には、この手代に続いて「御足軽、鷲見清左衛門・岩井伝右衛門」の記載がある。
- (36) 犬山北小本には、この手代に続いて「御足軽、岩井伝右衛門・小川市右衛門」の記載がある。
- (37) 犬山北小本には、この鷲見清左衛門に続いて「小川市右衛門」の記載がある。
- (38) 犬山北小本には、この手代に続いて「御足軽、岩井伝左衛門・小川跡役石岡権左衛門」の記載がある。
- (39) 犬山北小本には、この手代に続いて「御足軽、岩井伝左衛門・石岡権左衛門跡栄治転松浦久治」の記載がある。
- (40) 名博物館本・国会図書本・犬山北小本では、「文化六（年）より」のみで、任期終了年の記載なし。
- (41) 犬山北小本には、この手代に続いて「御足軽、正田京助・中島幾十郎、山本御足軽、和田弥左衛門」の記載がある。
- (42) 名博物館本・国会図書本・犬山北小本では、「文化十五（年）より」のみで、任期終了年の記載がない。尤も底本・犬山図書本・大島家蔵本でも、任期終了年の記載はなく終了年号のみ。
- なお、名博物館本・国会図書本では、町奉行の記事はこの所で終了している。
- (43) 犬山北小本では、「手代、丹羽転役跡小守弥三郎」となっており、前

記の町奉行山本七郎兵衛の手代の項では、「丹羽病死跡同苗勇治」となっている。そして、この重松治兵衛の手代に続いて次の記事がある。

「御足輕、岩井専吾転じて跡森豊蔵。奥村茂十郎にて正田跡役也。」

右御同心兼より御勤之節、御足輕は御家より御附屬として、御手代は御役所抱に有之。御同心^(領)明知より給米出候哉にも聞伝へ侍る。」

- (44) 名博物館本・国会図書本・犬山北小本では、以下の記事の記載はない。
 (45) 名博物館本・国会図書本では、この続きとして「右の練屋町彦助は今其家絶したる欵不知。孫左衛門は保浦理左衛門の書損なるべし。理左衛門家譜に此事見たり。」の記載がある。

- (46) 名博物館本・国会図書本・犬山北小本では、以下の記事の記載はない。
 (47) この「惣年寄」の記事は、名博物館本・国会図書本・犬山北小本にはない。

(48) 犬山図書本・大島家蔵本・犬山北小本。名博物館本・国会図書本も同内容の記事であるが、「御改のよし聞侍る。」となっている。

- (49) 名博物館本。
 (50) 名博物館本・国会図書本には、この註の記事はない。
 (51) 名博物館本・国会図書本。
 (52) 名博物館本・国会図書本。
 (53) 以下の註は、名博物館本・国会図書本に記載なし。
 (54) 名博物館本・国会図書本には、この註の記載なし。
 (55) 名博物館本・国会図書本には、以下の記載なし。
 (56) 犬山図書本・大島家蔵本。犬山北小本も同内容文。
 (57) 名博物館本・国会図書本では、この項の記事は次のようになっていいる。「御当地にむかしより野島庄屋と申て、犬山羽根村に耆人、御当地に耆人有之処、文化年中、闕役になる。犬山の者持高の分は犬山の庄屋取扱

来候事也。犬山羽根村と申て、犬山よりのむかしは出郷なる村なるべし。今は一村なれども、最初の矩格^(規)を不失して、当代迄犬山に耆人庄屋を相続したる事なるべし。」

- (58) 名博物館本・国会図書本では、この所が「川並方取扱御改革以後、神戸弥兵衛手先より改候事にて、うかい町にて兩人此名目はじまる。」となっている。

- (59) 名博物館本・国会図書本では、この項の記事は次のようになっている。「村方に大庄屋と申は、宝曆より明和の始迄、内田村にて秋野甚助といふもの、苗字・帯刀御免にて相勤む。六ヶ村庄屋の事は、内田村式人^{給米}余坂村式人^{給米}、中切村式人^{給米}、大本町耆人^{給米}、木の下耆人^{給米}、出来町耆人^{給米}、右九人の処、時により其村方にて庄屋耆人・組頭式人、又は耆人庄屋の村も式人にて勤る事も有。此外、丸山新田庄屋耆人。是は余坂村にむかし有之処、文政四年より新田にて耆人相勤。犬山御山廻^{給米}人^{給米}にて空白にされている点が注目される。また文政四年の記事があるところから、名博物館本の巻の九がこの年以降に書かれたことが知られる。

- (60) 名博物館本・国会図書本では、「惣町代の当役」となっている。底本によると前出のように、惣町代は文政十二年十二月十八日に惣年寄と改名しているの、底本の原本の巻の九が一八二九年(文政十二)十二月以降に執筆されたと考えられることができる。
 (61) 名博物館本・国会図書本には、「岩井屋藤兵衛」の名はなく、これに代って「保浦惣兵衛」の名が記載されている。
 (62) 名博物館本・国会図書本では、「玄佐」の名はない。底本通りに玄佐を加えると十三名になり、後出の本文「右十式人と聞へける」と矛盾してくるので、この「玄佐」は間違って挿入したのであろう。

- (63) 名博物館本・国会図書本では、「鍋屋与惣右衛門」。
- (64) 名博物館本・国会図書本では、これ以下が次のようになっている。
「弥七郎・弥右衛門・市郎兵衛・あみつかい彦兵衛・うつかい九右衛門・
与平治・助六等也。」
- (65) 名博物館本・国会図書本では、この清三郎と前の伊兵衛の間に「此節
不出、尾関屋 新左衛門」の記載がある。
- (66) 名博物館本・国会図書本では、この庄屋と前の様乗惣代の間に「是は
御入部の節計り 鵜匠」の記載がある。
- (67) 名博物館本・国会図書本では、「卯月」。
- (68) 名博物館本・国会図書本では、「弥兵衛・弥次左衛門」。
- (69) 名博物館本・国会図書本では、「町方帳除に成。」
- (70) 名博物館本・国会図書本では、これに続いて「又、寛政七年卯に名古屋
屋神社御奉行所へ差出しになる。」の記載がある。
- (71) 本書『犬山里語記』の著者。肥田信易自身。
- (72) 名博物館本・国会図書本には、この文政十一年・十二年の記事は記載
されていない。
- (73) 名博物館本・国会図書本では、以上の記事に続いて、次に「飛驒騒動」
に関する項が設けられて記載されている。しかし、底本・犬山図書本・
大島家蔵本・犬山北小本では、この「飛驒騒動」に関する記事は巻の十
二に当る拾遺前編に記載されている。
- なお、名博物館本では、この「飛驒騒動」の記事に続いて、頁を改め
て「附録 大殿様御卒去の事」と見出しが記されているが、その記事は
記載されていない。犬山城主成瀬正典が死亡したのは一八二〇年（文政
三）十月であるので、ここに云う「大殿様」とはこの人を指すであろう。

犬山里語記 卷の十 目録

犬山里語記 卷の十

一、御献上の御品

一、犬山名物

附り、田畑・山野に生るもの

木曾川にて漁する魚

一、里人の製作

附り、銘酒醸する家々

一、竈石・木葉石の事

一、焼刃土の事

妖怪の部目録

一、勘五郎火の事

一、一本杉鬼火の事

一、桜林御氏へ狐石打事

一、饅頭喰せの事

一、杉石喜内といふ事

一、狐共詫願の事⁽¹⁾

産物の部

一、岩茸・干瓢・粕漬鮎。

右三品、御献上の御品也。

むかし、忍冬酒御献上にて有之処、今は干瓢になる。

一、里語に、御城山に生る筮木を以て上品とすと云。これは乾の字義によること歟。

一、犬山の名物と呼ぶものは菫蕪・かうじ。此忒品は犬山の名を添る。

一、岩茸は御城山に生るもの也といふ。

一、田畑に生るものは、粳・糯・大麦・小麦・大豆・小豆・大角豆・そら豆・ゑんどう・大根・牛房^(考)・蕪・菜種・胡蘿蔔・蜀黍・粟・黍・稗・胡麻・荳・さやささげのるい・芋類・薯蕷・木綿等なり。

地理よくして、食物の美味尤上品とす。右の外、瓜のるい・橘の類に到迄そだたずといふ事なし。⁽²⁾

一、木曾川に漁する魚は、鮎・鱒・鯉・鱸・鰻・うぐる・銀鈔・鮒^(鮓カ)・

かなくし⁽³⁾。此外、小川にて漁するものは、とち⁽⁴⁾・なます・鮒・鮓・

小鮒等なり。

一、野方に生るものは、松露・蕨・せんぼく⁽⁵⁾・いちご⁽⁶⁾・うず⁽⁶⁾・こび⁽⁷⁾の類。

一、山方に生るものは、香茸・松茸・メ治・岩茸・鼠手茸・白まい・狼茸⁽¹⁰⁾・初茸⁽¹¹⁾の類。

一、菓の類は、梅・あんず・枇杷・柿・栗・胡桃・榧・桜桃・茱萸・山梔子・棗・木瓜の類⁽¹²⁾。

一、里人製するものは、こんにやく・索麩・豆腐・飴くはし・干くはし・蒸菓子・小麦の粉・荳（油）・種（油）・胡麻油・木の実の油・味噌・溜り・醬油・酢・酒・蠟燭・傘・団扇・扇・ぎりす籠⁽¹³⁾也。銘酒は左の家々にて醸す。

一、忍冬酒 和泉屋弥五右衛門醸之。

一、山路露 岩井屋藤九郎醸之。

転法輪大納言様御詠に

谷深み木の下陰に咲菊は山路の露の恵みぞふらし 季晴

藤九郎、秘蔵之。

一、藤袴^并菊重 讚岐屋八左衛門醸之。

一、若緑 鎌倉屋庄右衛門醸之。

右の三銘は諦幻院様より下し賜る。

一、不二の露 いずみや弥五右衛門醸之。

一、枸杞酒 越後屋平右衛門醸之。

一、春霞 住吉屋勘七醸之。

右の外にも、齡の友・松が枝・石清水・一つ火等の酒は酒造の家々にて醸之⁽¹⁴⁾。

一、打物の類、庖丁・剃刀・小刀・鉄・鎌等なり。

むかしは、鍛冶屋町に自広・兼助・兼常・包重・家久等をはじめ

て、小鍛冶に至る迄三十六軒に製すると云。関東の道者、この地に來りて求之。其家々の得意にして其家に止宿す。今は岐阜関に替りて、当地はなし。近来、奥州会津の御鍛冶中条藤助道辰といふもの來りて、庄右衛門、門人と成りて道辰の伝を受、刀劔を鍛ふ。農鍛冶の製する鍬・鎌をはじめ農具は鍛冶の家に製す⁽¹⁵⁾。

犬山四、五里の近村は、多く此地に來りて農具を求む。犬山に製する所の農具は土にきれよく、減ること速しといふ。土地に生る水の性なるべし⁽¹⁶⁾。

一、瓦 瓦師市郎兵衛製之。

一、瓦 瓦師市郎兵衛製之。

瓦坂にて製たるよし聞へ侍る。今は、市郎兵衛、百年前に濃州青野郡赤坂より呼よせて製すると云。

むかし御城御造営の節、芳賀六左衛門と云者也⁽¹⁷⁾。

一、陶類は 丸山新田にて製作す。

文化七年、御庭焼上本町嶋屋宗九郎願に依て始て製す。同十四年

丑三月、右株を同町わたや太兵衛へ譲る⁽¹⁸⁾。

一、石工⁽¹⁹⁾ 石工平右衛門^{中切村の住人}

うる馬山に石を彫出し、当御城御用を達候ゆへ、平日うる馬の山家に住居す⁽²⁰⁾。

一、竈石⁽²¹⁾ 善師野村御山にて彫⁽²²⁾。

一、木のは石⁽²³⁾ 右同所より出ず。

これは、石の割口に木の葉の跡有りて、珎石也⁽²⁴⁾。

一、刃焼土

むかし、鍛冶屋町の銘鍛冶、此土を以て焼刃す。家久、申残した

一、刃焼土

一、刃焼土

る由。内田御門前ひがし伏塚より南東の方、四枚目の田の畔にて掘出すといふ。今の銘かぢ道辰、伝にてこれを不用⁽²⁵⁾。

一、鍛冶の吹卒子^(マツ)先に当る刃口といふもの有りて、濃州狭間山より出す。関鍛冶・犬山鍛冶等はこれを用ゆ。世間に珍しきもの成よし。奥州の道辰、申聞たり。世間にては、多くは土をかためて其形ちを作り用る事也と云⁽²⁶⁾。

一、操綿・打綿・も綿・嶋類・初糸・蚕・山繭のいと等、里人の製するもの也⁽²⁷⁾。

妖怪の部

昔より橋爪村青木堤に勘五郎火といふ事あり。毎年夏月、青木川の堤に夜々靈火徘徊す。里語に、四百年前、勘五郎といふ者ありて、田に水論し、人に殺(され)たり。其母、是を悲しみ、もの狂ひして死すと云。其靈火なり。しかる所、青木川のつゝみ破壊する事毎年なり。農民これを悲しむ。その祟にもありなんといふ。寛政のころ、北みの狭間村によくトする婆子あり。世俗、この姥をアリマサといふ。こゝに頼てトせしむ。婆子いわく、(勘五郎)母子の魂のなす所也。名僧知識の吊をうけて其魂魄を鎮給ふ事肝要也と。(依て)其ころ、徳授寺の現住太陽和尚に願て、青木川の堤にて大施娥^(鐵鬼)を修行し給ふ。幽魂、この徳に化して其後堤の破壊する事もなく、里人、和尚のとくを仰ぎける。

鎮妖火頌^{并序}

当国丹羽郡橋爪村従古有妖火、伝曰之勘五郎火、其状如炬然矣、到夏夜深更則必徘徊于田野寂寞之地、加之近載村裡堤封一处数有破壊、庶民為之憂苦、問之濃州婆子、婆布卜曰、是乃勘及母之所致也、又從而説其兆曰、昔彼也民唯六七家而勘為其一矣、勘早喪父随母居焉、年甫十七八、或夜灌水於田、隣人亦灌、因隣人争水打勘甚⁽²⁸⁾也、故勘立地死矣、隣人大驚倉皇埋之、帰家告事家秘之敵也、勘之母未知之、稍至天曉為勘持餉往田、見之勘無所在、不堪悲憾報之隣並、隣近相驚相議、日夕尋之終無得而止焉、母弥悲之独自忘飢渴、日以統夜手把炬火号泣而相求、憂心如醉、精盡力盡命亦随盡也、尔来四百余年魂魄猶如生時憂^(患)未免焉、是故必也逢彼節、則有燃炬火者也、抑又近年所以提封数壞者、年代^(深)遠而愁亦積多故故也、非敢害民其本縁水也、若能闔村勸力資薦冥福祐、以母子法号於堤封分破両辺^(築)壇取焉、母称山神、子称荒神、村民至心祭之不懈、則^(惟)幸矣、於是衆民熟考驗之、非全無其由来也、繇是屈請山僧及徒衆、就于其堤封破壞之地、開甘露門一会誦楞嚴咒一上以伸供養者也、義山及授之法号、母称一乘院唯有妙法大姉、子称照見院五蘊全空信士、造一塔打一偈而以充拈香、云維辰寛延三年歲有庚午八月廿二日、

四百強年母子魂 隱憂相結託橋爪 江流今幸修冥福 当下豁開甘露門

了義山徳授太陽

一、宝曆年に魚屋町木屋治郎七、東美濃より夜更て帰る。馬堤の辺りにて挑灯の火は消たり。闇さはくらし、小雨は降り来り、池越て一本杉の北を見待れば火かげ有りて、何かものさはがしく、是を（見）るに人部多く集りて、馬の口を取、手にく松明を灯したり。是は何事やらんと思ひしに、みなく妙感寺をさして行去りぬ。急ぎ余坂口へ歩みつきたれば、瓦屋の南垣に火燃立て見ゆ。是はいかならんと驚き、まづ町口利兵衛と云人の戸をけわしく叩き起したり。利兵衛出て何事ぞと問ふ。件の事を急ぎ語りけるに、元との闇夜となりて何事もなかりける。予思ふに、此辺みなむかしの古三昧の地なれば、亡霊の火のなす事歟。むかし軍役等の事有て、人部も集りこらぬ。其幽魂の出たる歟。

一、享保十四年十月廿三日、御城内七間町桜林百助御屋敷へ、何事かしれず昼夜石をうつ。同廿五日夜、石式つうち込む。行灯を消す、火をとぼす間に、行灯の紙に書付をいたす事、左の通。

おれワ柵すみ十月二十二日よかうき年んて

もきかん

もち市石つけやむに

こゝろろくにもてよ

上下奈四

もちおつけよといにきかん

ころう

一、明和六年丑の夏より秋に至りて、諸国饅頭喰せといふ事有。いかなる事哉、旅人来りて小童に饅頭を喰はせて、毒に中らせ殺す

といふ。かゝる所に、羽黒村興禅寺和尚、竹皮に包みたる焼饅頭を羽黒川原にて拾ひ、見給ふに有来りたる饅頭にてもなく、不審に思ひて当御役家の内懇意の御方へ持参し見せ給ふ。仍て重役の御方迄御覧有りて、まづ犬にこれを喰はせて試み給ふに、毒に中るのけし（き）は少しもなかりける。⁽³³⁾いかなる事ぞと御役家の御衆御評定有之処へ、羽黒村より急ぎ注進申上けるは、饅頭喰（せ）今日当村へ参り小童共に喰せ候処、血を吐候よし申来る。これに依て御役人様御頭に、⁽³⁴⁾目明老人・長吏の者等御召連、かの地へ御出張被成候処、何の跡方もなくして御帰り有。又、今井村より善師野村、栗須村え御見廻り有りて御帰り被成候処え、今井村より急ぎ御注進申上候。先刻御帰りの後、かのもの当村へ参り何方へか逃失の旨申上候に付、又々御役人様御出被成候処、これ以て跡方なし。爰かしこと御捜しあれども不知。其後に前原新田にて六部⁽³⁵⁾老人召捕、入牢被仰付、御吟味の処、生国加州の者にて委細もなし。御城下にては番所を被仰付、旅人の荷物を改る事也。何故の事にや、饅頭喰せと言てわけもわからぬ事にてありける。妖怪のいざのふ事なる歟。

其ころまでは、今製するやきまんぢうといふものなし。しかるを、名古屋餡くはしやにてはじめて焼饅頭を製す。和尚の拾ひ給ふ竹皮づつみは、穿鑿するに、下本町の住人孫九といふ者、なごやに出て珎しきくはしゆへ、孫・女子へみやげに求て来るを、羽黒川原に休息して取落したるもの也と聞ゆ。和尚、予が亡父と交りふかくして、右の節、予所へ立より先

づ家内の者へ見せ給ふ。和尚制して、毒有り、指びにていろ
ふべからずとかたりけるを、折々ものがたりに聞へ侍る。⁶⁵

一、寛政十式年申夏、産社の境内に木を伐りたり。社地に隣る名栗
町勘左衛門といふ者有り。七月朔日夜、何となく家鳴す。妹^并男子
千之助といふもの有。此千之助は家鳴りの事不審に思ひ候得共、⁶⁷
近隣へもかくし置候処、二日夜も同様也。又、石をうち、また、
ふるぞりなどをうち込む。又、縁の下にて鋸挽の音をなす。縁ね
だをコン／＼と拍子取叩き、其なす事奇怪也。神主家へたのみ祈
禱の札などを貰ひ敬ひけれども不止。五日夜まで毎夜同様なり。
不審成事いたしかたなく、町内の者一統集りて、明日は家の縁を
はずし壁を落し、家内の掃除せんと口々に申侍れば、五日の深更
に及んで盲千之助申けるは、是迄いろ／＼不思議なる事はわたく
しの成す事也といふ。夫は何故と尋るに、千之助云、われ／＼が
住む所、御社内の樹木を伐り給ふが故に住所なし。是非なく此家
に來り、縁の下にて鋸切りは治太郎^{向の新平の子なり}かん／＼の音は八百蔵
^{是は近隣の子也}以上八人していろ／＼といたしたる事申侍る。盲なれば其
かたちは不知。子共同志のことなるやと思ひやせん、先ごろ杣な
る中切の忠八を木より落したる事はいかかと、番したる者より尋
ければ、あの者とも其儘にいたし置候ては又候木を伐り候故、代治
郎が繩をときおしたり。何卒御社内に木を植給ひて、われ／＼
の住む所をなさしめ給へとのみける。これに依て翌日、思ひ／＼
に木を植て茂りとぞしたりける。先日木を伐りたる杣参り、右の
次第を聞、膽を冷して杣申よしは、先日拝殿に泊り候節、ある夜

八ッ比に拝殿鳴動する事有。其事を不恐居申候。翌日また木を伐
り候に、左の指を過ちいたし只今に不自由也とぞ申ける。是は神
木を伐り候崇にてもあらんと思ひ、前原新田へ引移居申候。盲千
之助これを聞、ゆび今に不癒哉。そのしかたを見せんと(石)⁶⁸ 沓
つ取て、沓尺計の木の枝と縁の下へうち入れれば、俄に鋸挽の音
にくさびをうつ声かん／＼とする。かの杣も大(に)驚き、何卒
御断被給可被下と千之助へ頼みければ、千之助申様、白山様へ十
式銅を上げ、御神案を上られよ。指のいたみは直してやろうとて、
年の数豆をつゝみ、銭沓文添て渡しける。翌日、杣指のいたみを
忘れて驚き、悦び(礼)にぞ來りける。千之助申けるは、此家の
裏の方に庇をおろし、一間を建て呉よと申候故、三畳敷の一間を
拵て、以前縁の下より取出したる銭式文有、是を小社に祭りて福
銭の宮と号しける。右の次第を聞伝へ／＼して、参詣の人袖をつ
らねて繁栄す。千之助は杉石喜内と改名し、病人の祈禱等もさし
図し、祈禱のしるしある事奇妙也。実は狸の所為にてぞありける。
其後、小牧御陣屋より御役人様御出ありて、御さし留にぞ成にけ
る。

一、瑞峯院様御入城の節、御女中衆を野狐おどしたり。御前の御機
嫌大に悪敷、狐を憎せ給ふ。野狐どもこれを知りて悲み、御領内
に住居ながたくして、悲しさの余り薬師寺法印にこの事を告て
御託をねがふ。法印、憐みをたれて奉行所へ申達られたり。御城
代様へ御達の所、野狐の事とて其儘に御捨置被遊候得ば、弥悲み、
法印へ再願す。依て御前に達し給へば、狐は物事を教る事もあり、

領知山内に住居は不苦との御意也。野狐どもその御意を知て、直に法印へ礼を申たるといふ事伝へける。

にて又々樹（木）を植て、^(立)今の森とす。以来、鍛冶職より小社を建立してこれを祭り、鉄床を直す場に借りなす。

一、むかし御家中に伊勢文五右衛門と云御方有。元禄の比也。計り屋蛇といふ大蛇を斬給ふ。計りやとは今の地方御役所也。伊勢御屋敷は上大本町東が

わ北の角也。此大蛇、冬は計り屋にすみて、夏は三光寺御山に入る。計り屋出て、此屋敷の高塀の棟を這来り、夫より御堀に入る。頭は御堀に届きしに、尾は高塀に有るほどの長さ、広き陌中に余れり。かの蛇、高塀の棟這来る所を鎗にて其腹を突給ふ。倒落て死たり。刀を以てこれを切り、下人（をして）俵に入、木曾川に流したり。忒俵ありたるといふ。下人は寺内町のものにて、（川より）帰りにふるい出し、大熱病と成て死す。伊勢御氏の奥方も大ねつ病にて死し給ふ。又、女子傭人有、是又、類病にて死し給ふ。主人も同様にて家内三人とも死て、家は終に断絶とぞ成にける。全大蛇の為に百五十石の領知を失ひ給ふ事、悲むべし。

一、³⁹⁾天明年間に田中の森を伐て大に祟を受たる事有。其節の御代官山田嘉左衛門といふ。右地を畠げにせんと計りける。神主大隅守代也。願にて伐払はせ候処、杣・伐りいたすものいずれもあやまりいたし、中には死たるものも有之。右森の樹木、板に挽、川下し、起村酒屋某買候処、此酒屋煩候て終に死す。割木・枝葉を三浦茂兵衛、薪に買取せたる処、藪に三つ枝の付たる竹の子生へて、奥方・子共衆めて三人病死。桶屋弥兵衛といふもの杉板を買候て、熱病相煩、是も死す。山田嘉左衛門は卒中風にて死去、家絶す。神主も故有りて身退き、追て帰職し隠居と成り給ふ。其後、内願

注

- (1) 名博物館本・国会図書館本には、これらの目録は記載されていない。
- (2) 名博物館本・国会図書館本では、この項の記事は次のようになっている。
「田畑に生るものは、稷・糯・大麦・小麦・大豆・小豆・大角豆・黍・粟・稗・菜種・芥子実・大根・牛蒡・胡蘿蔔・苜蓿^(苜蓿)・蕎麦・蜀黍・胡麻・荏・里芋の類・薯蕷の類・蕪・さやさげ・えんどう・そら豆・生綿等なり。其外、瓜・西瓜・かぼちゃ・冬瓜・きうり・夕がほ・京瓜・罌粟・麻等に
至まで育ずといふ事なし。尤、品物よろしくして佳味也。」
- (3) 「かなくじり」、即ち鮭(かまづか)、「いわな」のことか。
- (4) 鼈(すっぽん)。
- (5) 梔子(くちなし)。
- (6) 烏頭。
- (7) 小蒜。行者忍辱^(忍辱)の異名。
- (8) 「ねずみのて」、即ち帚茸(ほうきだけ)のことか。
- (9) しろしめじ。
- (10) 「ろうじ」と発音して、黒皮(くろかわ)も、即ち、しめじの一種か。
- (11) 名博物館本では、この項の記事は次のようになっていて、
「山方より出るものは、松・杉・檜の用材^并板の類・薪・柴。茸類にては、初茸・松茸・しめじの品々・鼠手茸・白まい・芝かぶり・香茸・椎茸・岩茸・ろうじ・榎茸・木耳等也」。(国会図書館本とは多少の差異あり)
- (12) 名博物館本・国会図書館本では、この項の記事は次のようになっている。
「木の実の類は、梅・杏・李・枇杷・柿・梨・胡桃・桃・かんもく・榧・柴莢・山梔子・棗等なり。」
- (13) 蝨斯(きりぎりす)のことか。
- (14) 名博物館本・国会図書館本にはこの記事はない。これに代って「枸杞酒・若みどり・春かすみの三品は今なし。」の記載がある。
- (15) 名博物館本・国会図書館本では、この項の記事は次のようになっている。
「打もの類、庖丁・かみそり・小刀の類。むかしはかぢや丁にて多く、其職も有りし由。今は包重にて草鎌を製す。近來、道賀、刀劔を鍛ふ。庖丁・かみそり等は小鍛冶にて少々づつは製す。」
- (16) 名博物館本・国会図書館本には、この註の記載はない。
なお、犬山北小本では、この項・註の記載は次のようになっている。
「打もの類、庖丁・かみそり・小刀。むかしは鍛冶屋町にて多く其職も有りて、関東の道者は犬山に來り、是を求るといふ事有。包重の家のみ残りて草鎌を製す。近來、道辰の門に入て、道賀・道秋、刀劔^(劔)を鍛へ、又、刺刀^(刺)・庖丁の類少しは小鍛冶にて製し得る。
近郷は勿論、小牧・岩倉の在、一宮辺東は内津辺近も農具は犬山に來りて製すとの事なるか。犬山に製する時は、へり方遅し。外々の鍛冶に製しさせたるは早く減したりといふ事あり。」
- (17) 名博物館本・国会図書館本には、これらの説明文はない。
大山図書館本・大島家蔵本では、「むかし御城御造營の節、芳賀六左衛門と云者、瓦坂にて製たるよし聞へ侍る。今は、市郎兵衛、百年前に濃州青野郡赤坂より御呼よせにて製すと云。」となっており、この方が底本より文意がはっきりする。
- (18) 名博物館本・国会図書館本には、この註の記載はない。
大山図書館本(この巻は安政二年五月下旬に写本されている)には、これに続いて次の記事が加筆されている。

「此後、染村楨清（つねきよ）に似たる類、数多作り、其後、瀬戸辺志多見村とか申
 処より清藏・惣兵衛と申者引越来り、御城主様格別の御引立、且又、御
 好みにて、三光寺御殿御庭にて出来候訳合、其後、取続き赤画異洲うつ
 しにて、追て上作にも相成候。安政代、一入見事なり。」

(19) 名博物館本・国会図書館本には、この項の記載なし。

(20) 犬山図書館本には、これに続いて次の記事が加筆されている。

「有故て名字御免許被成、県氏と名乗候。」

(21) 犬山図書館本には、「又、床石と云」の註記がある。

(22) 名博物館本・国会図書館本では、「善師野寺洞山より出す。」

(23) 名博物館本・国会図書館本では、「木のは石・矢の根石。」

(24) 名博物館本・国会図書館本には、この註の記載はない。

なお、「木のは石」とは植物化石のことである。

(25) この項について名博物館本・国会図書館本は次のように記している。

「鍛冶の焼刃土は家久・孫三郎申残したり。内田御門前臥込より南東の
 方、田四枚目畔際にて掘出したるよし。」

また、犬山北小本は次のように記している。

「刃焼の土は銘鍛冶家久の申残したるに、内田御門前臥込より南東の方、
 田四枚目の畔際にて掘出し用ふといふよし。道辰の門人は此土にあら
 ず、別に伝あり。」

(26) 名博物館本・国会図書館本には、この項の記載はない。

(27) 名博物館本・国会図書館本では、この項の記事は次のようになっている。

「繭は春子・夏子とも、里人多くこれを糸とす。近来、山繭多く出て、
 年内糸に製す。」

なお、犬山北小本では、この項は独立していず、前の項に続いて記載
 されており、それは次のようになっている。

「鍛冶の吹草子先に当る刃口といふもの、濃州狭間の山より出て、関並
 犬山の鍛冶之れを用ゆ。他所・他国になきものやと奥州道辰も珍しくこ
 れ遣れたり。操わた・打わた・もめん・同嶋類・認糸・春子・夏繭のい
 と等、里人の製するものなり。」

(28) 名博物館本・国会図書館本・『犬山視聞図会』・『尾張志』

(29) 同右

(30) 同右

(31) 『犬山視聞図会』・『尾張志』

(32) 同右

(33) 名博物館本・国会図書館本では、この所は次の如く記載されている。

「先づ犬にこれを喰せ給ふに、其犬食して何の毒に中りたる気色も不
 見。」

(34) 名博物館本・国会図書館本・犬山図書館本では、「御役人一頭に」。

(35) 廻国巡礼者か。

(36) 名博物館本・国会図書館本には、この註の記事の記載はない。

(37) 名博物館本・国会図書館本では、この所が「千之助は盲目也。家鳴の
 事不審に思ひ候へ共」となっている。後述されている内容（家鳴りをさ
 せていた張本人が千之助であること）からして、不審に思った主語は千
 之助でなく勘左衛門であり、名博物館本などの記述が順当である。

(38) 名博物館本・国会図書館本。

(39) 名博物館本・国会図書館本では、前項までで完了し、この項の記載はない。

なお、名博物館本には前項に続いて、次の記載がある。

「予がかきあつむる犬山里語記、いつしか御聞に達して、かたじけなく
 も御次迄奉被登、文政七年申の冬内御用を蒙りて、かきあつむる所の全
 部十二巻を同九年いぬの春三月に捧げ奉る。また草稿十一巻あり、これ

を官府に納む。嗟々官府に納るはいとおほけなきことに思ひ侍れど、元和の其むかしは里語にありつたえて（後欠）」